

行政情報提供の推進に関する指針

平成20年3月14日

1 趣旨

市民の市政への参画や参加を促進し、市民との協働・市民参加型の行政運営を推進するため、積極的に行政情報を提供し、市民と行政との情報の共有化を図るため、行政情報提供の推進に関する指針を定めるものとする。

2 情報提供の基本原則

- (1) 行政情報を適時に、かつ、適切な方法で市民に提供すること。
- (2) 市民が知りたい行政情報を分かりやすく提供すること。
- (3) 正確な行政情報の提供に努め、内容の充実を図ること。

3 提供を推進すべき行政情報

情報を管理する主管課等は、情報提供の基本原則に基づき、決裁等の手続が完了した次に掲げる情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

- (1) 従来から情報提供していたもの又は公表を前提として作成したもの

例 議案書、予算書、各種計画書、各種統計等

- (2) 情報提供することが明白であるもの

例 国や県が作成した資料、冊子等

- (3) 市の基本的な制度を定める条例及び市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃に関する情報

例 景観条例の制定、まちづくり基本条例の制定、協定書等

- (4) 市の重点事業、重要な施策及びこれに類するものの進捗^{ちよく}状況に関する情報

例 公共施設の整備計画、大規模な公共工事の進捗^{ちよく}状況、工業団地等への企業誘致の状況等

- (5) 会議を公開した審議会等の議事録、答申、提言等

例 米沢市環境審議会議事録、行財政改革推進市民委員会提言書等

- (6) 環境、保健医療、防災等市民生活の安全と密接な関係があるもの

例 地盤沈下の状況、活断層（地震）情報等

- (7) 議会への配布資料

例 議案説明資料等

- (8) 報道機関へ提供した情報

例 記者会見資料等

(9) 情報公開の請求件数が多いもので、全面公開としてきたもの

例 業務委託契約に関する情報等

(10) 情報公開条例による公開ができない場合にあって、本人や関係者に限って明らかにできる内容であるもの

例 保険証の番号等

(11) 公表を前提として作成し、又は取得したものではないが、市政の推進や住民の理解を得るため、情報提供することが市政に寄与すると認められるもの

例 審議会の開催予定等

(12) その他市長が必要と認めるもの

4 情報提供の方法

情報の提供は、次に掲げる方法のうち効果的なものを選択し、又は併用して行うものとする。この場合、必要に応じて、情報を部分的に提供し、又は要約したものを提供することができるものとする。

(1) 広報よねざわへの掲載

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 情報公開コーナーでの供覧

(4) 各課等での閲覧

(5) 案内文書、パンフレット、リーフレット、刊行物その他印刷物の配布

(6) 報道機関への提供

(7) 電子メールによる提供（改ざんによる被害のおそれがない簡易な情報に限る。）

(8) その他市長が必要と認める方法

5 実費

(1) この指針に基づく情報の閲覧に要する費用は、無料とする。

(2) この指針に基づく情報の写しを希望する者は、情報公開コーナーに設置されたコピー機を利用し、当該情報の複写を行うものとする。

6 その他

提供できる情報は、情報公開コーナーに備え置き、市民が常に閲覧できるようにしておくものとする。